

第六十八條の四中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第六十八條の九第一項中「第六十八條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八條の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項」に改め、同條第十項中「第六十八條の十一第六項及び第七項、第六十八條の十二第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第五項、第六十八條の十二第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、同條第十一項第四号及び第八号中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号の二」に改め、同條第十四項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に、「同條第三十一号の三」を「同條第三十二号」に改める。

第六十八條の十第一項中「第九項」を「第十項」に改め、同條第二項中「次條第二項から第四項まで、

第六項及び第七項、第六十八條の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八條の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第四項中の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項に改め、同条第四項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第五項中「次条第六項及び第七項、第六十八條の十二第六項及び第七項」を「次条第五項、第六十八條の十二第五項」に、「第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権

移転外リース取引により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

第六十八条の十一の見出しを「(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「及び第三項」を削り、「以下第三項まで」を「以下この条」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「次条第六項及び第七項」を「次条

第五項」に、「第六十八条の第十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項及び第七項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に、「並びに第六十八条の百八第一項」を「及び第六十八条の百八第一項」に改め、「（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、中小連結親法人又はその中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

第六十八条の十一第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二条第三十号の三」を「第二条第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第十二条の六第四項」を「第四十二条の六第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二

項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項までの規定の」を「又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第六十八条の十一第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）」を「第六十八条の十一第六項及び第七項（機械等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）」を「及び租税特別措置法第六十八条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十一第十四項を削る。

第六十八条の十二の見出しを「(事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」及び「(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)」を削り、「以下第三項までに  
において「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業  
基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設  
備」に改め、「。次項において「基準取得価額」という。」を削り、同項第一号中「第五号において同  
じ。」を削り、同項第三号中「該当する連結法人」の下に「で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興  
に関する法律第五十六条の三第一項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同  
業組合又は生活衛生同業小組合の組合員であるもの」を加え、「器具及び備品(当該事業)」を「当該振興  
計画に定める同項に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品(当該飲食店業)」に改め、同項第五号を  
削り、同項第六号中「及び第八号」を「及び第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項  
第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定計画に従つて同法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十一条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。） 当該認定計画に定める機械及び装置

第六十八条の十二第一項第八号を削り、同条第二項中「又は第五号」を削り、「政令で定める連結法人を」を「政令で定める連結法人を、同項第四号に掲げる連結法人にあつては同号に規定する大規模連結法人をそれぞれ」に、「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削

り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「前条第六項及び第七項」を「前条第五項」に、「第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、「（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備については、適用しない。

第六十八條の十二第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改



め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第十二条の七第四項」を「第四十二条の七第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで」を「並びに租税特別等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十二第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第六十八条の十二第六項又は第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「第六十八条の十二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第六十八条の十二第六項又は第七項」を「第六十八条の十二第五項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の十二第六項及び第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「及び租税特

別措置法第六十八条の十二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十二第十四項を削る。

第六十八条の十三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第四項中「第六十八条の十一第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項及び第七項」を「第六十八条の十一第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項及び第七項」を「第六十八条の十一第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項及び第七項」に、「並びに第六十八条の百八第一項」を

「及び第六十八条の百八第一項」に改め、同条第七項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める。

第六十八条の十四の見出しを「（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「及び第三項」及び「（以下この条において「経営革新設備等」という。）」を削り、「第三項までにおいて「特定経営革新設備等」」を「以下この条において「経営革新設備等」」に、「又は特定経営革新設備等」を「又は経営革新設備等」に、「当該特定経営革新設備等」を「当該経営革新設備等」に改め、同条第二項中「特定経営革新設備等」を「経営革新設備等」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」

を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項、」を削り、「第六十八條の十一第六項及び第七項、第六十八條の十二第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第五項、第六十八條の十二第五項」に、「次条第六項及び第七項」を「次条第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、「（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した経営革新設備等については、適用しない。

第六十八條の十四第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改

め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第十二条の十第四項」を「第四十二条の十第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十第四第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第六十八条の十四第六項又は第七項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第六十八条の十四第六項又は第七項」を「第六十八条の十四第五項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第六項及び第七項（経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」を「及び租税特別措置

法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十四第十四項を削る。

第六十八条の十五の見出しを「（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「以下第三項まで」を「以下この項及び次項」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項及び第五項」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号

の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「単  
体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同  
条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改  
め、「前項、」を削り、「第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項」を  
「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第五項」に、「前条第六項及び第七項」を「前条第五項」  
に、「並びに第六十八条の百八第一項」を「及び第六十八条の百八第一項」に改め、「（前項の規定によ  
り各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを  
除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権  
移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等については、適用しない。この場合において、他  
の情報基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けようとするときは、当該所有権移転外リース取引  
により取得した情報基盤強化設備等の取得価額は、同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合  
計額に含まれないものとする。

第六十八条の十五第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第十二条の十一第四項」を「第四十二条の十一第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第六十八条の十五第六項又は第七項（情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を「第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第六十八



条の十五第六項又は第七項」を「第六十八條の十五第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十五第十四項を削る。

第六十八條の十五の二第一項中「第六十八條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八條の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項」に改める。

第六十八條の十六第一項中「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は」を加える。

第六十八條の十七第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供

した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」を加え、「百分の二十四」を「百分の二十」に、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八条の十八第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加え、「百分の十三」を「百分の十一」に改める。

第六十八条の十九第一項中「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその用に供した場合を除く。）」を加え、同項の表の第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十を次のように改める。

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第六十八条の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定

する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条に規定する指定集積業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十一第一項中「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十  
六号）の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法  
律（平成十九年法律第 号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「第二条第五項」  
を「第二条第八項」に改め、「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業  
革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加え、「百分の二十四（当該事業革新設備が、第四  
十四条の三第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項  
第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）」を「百分の二十（当該事業  
革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四  
条の三第一項第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）」に改  
める。

第六十八条の二十三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「製作  
若しくは」を「製作又は」に、「を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して」を